

調停センター利用申込にあたって

(ADR法第14条に基づく説明書)

【調停の進行について】

山梨県司法書士会調停センター

1

利用希望者（申込人）による、調停手続きの利用の申し出

2

センター長による事件管理者の選任

3

申込人へのADR法14条に基づく説明（本書面による説明）

4

当センターへの調停申込書の提出※運転免許証、パスポートその他本人確認ができる資料が必要です。

5

センター長による受理または不受理の決定

6

受理 → 受理書の送付

不受理 → 調停申込書等の返還

7

事件管理者から相手方に対し、調停の申込があったことのお知らせ

8

事件管理者による相手方の応諾確認

9

応諾 → 相手方へのADR法14条に基づく説明

応諾拒否または出席意思不表明 → 事件終了

10

手続実施者（調停人）の選任（センター長が選任）

11

事件管理者による期日の説明と日程調整

12

第1回期日（調停開始）

13

続行となる場合の説明・確認事項

14

第2回期日（以降、調停が継続する場合は⑬と同様）

15

和解成立

当事者による終了
申込人が取り下げ
相手方が離脱

調停人による終了